

JASSO「令和5年度学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」

筑波大学におけるLGBTQ+ 学生・教職員支援の取り組み

筑波大学人間系助教
ヒューマンエンパワーメント推進局業務推進マネージャー

河野禎之

本日の話題

1. **基本理念と対応ガイドライン策定の経緯と留意点**
2. **策定から6年後の課題と挑戦**

支援体制

筑波大学ダイバーシティ基本理念

「1. 性別、国籍、年齢及び障がいの有無にかかわらず、すべての人の人権の尊重、個人の尊厳の確立」

ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンターにおける学生支援の共通理念

→ 困難さ（苦手さ）やつまずきのみに対してアプローチするのではなく、強みを伸ばす教育的支援



LGBT等に関する 筑波大学の基本理念と 対応ガイドライン

平成29年3月策定/公表
平成30年3月改訂/公表
平成31年3月英語版策定
令和 2年3月改訂/公表

筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局HP
もしくは「筑波大学」「LGBT」で検索
<https://diversity.tsukuba.ac.jp>



等*に関する
筑波大学の基本理念と
対応ガイドライン

*LGBT等とは、Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender及び他のセクシュアリティを含む総称とします。
これらカテゴリーに直接当てはまらない当事者もありますが、本基本理念とガイドラインにおいては包摂しています。

ガイドライン策定の経緯

平成27年4月以前 個別の対応

- 統一的な方針なし
- 対応部局・教育組織で差

平成27年4月～平成29年3月

後追いの対応

- 支援体制の検討開始 (H27年4月)
- 啓発/研修の開始
- 相談窓口の設置/事例に基づく対応 (H28年4月)

平成29年3月以降

全学的な対応

- 基本理念と対応ガイドラインの策定/改訂 (H29年3月/H30年3月)
- 全学周知のための研修会やセミナーの継続展開
- 学内外の関係者/当事者との連携と協働

日常生活においてさまざまなリスクや
困難を抱える可能性が高い

支援体制/環境を
整えるべき理由の1つ

メンタルヘルス／リスクマネジメント／権利擁護的側面

「サポート」の視点

「エンパワーメント」の視点

個人の能力の発揮

||

多様な個人の尊重

ダイバーシティ・マネジメント的側面

筑波大学におけるLGBT等の
性自認及び性的指向を理由とした
差別の禁止及び解消に関する基本理念

建学の理念に「開かれた大学」を掲げ、教育・研究に多様性と柔軟性を追究する筑波大学にあっては、**本来違いを持つ学生及び教職員がすべて尊重される**ことは言うまでもありません。

少数者にあたるLGBT等（Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender及び他のセクシュアリティを含む）への対応について、我が国における大学改革を先導する本学は、以下の方針により責任を持って対応します。

少数者を 差別しません

性自認や性的指向は本学が重視する本人の能力とは無関係であり、少数者ということで差別や嫌がらせがあってはなりません。これらは本学のダイバーシティ基本理念に反するものです。

性自認や性的指向に関わる情報やその開示・非開示、またそれらの表現は、当事者の意思でコントロールされるものであり、他者から不当に侵害されることがあってはなりません。

自己決定を
尊重します

修学・サービスの 妨げを取り除きます

LGBT等の少数者にとって修学・サービスの妨げとなる事柄は、適切な過程による合意形成を経て、合理的な範囲で取り除かれなければなりません。

地球規模課題の解決の先頭に立つ本学において、個性と多様な能力が発揮されることは、未来地球社会に求められるイノベーションの創出という目標の出発点にあります。

そのため、本学は学生、教職員を問わず全構成員を対象とした上記の基本理念を掲げ、さらに以下の具体的な対応を行います。

本日の話題

1. 基本理念と対応ガイドライン策
定の経緯と留意点

2. 策定から6年後の課題と挑戦

大学からの一方的な企画

当事者視点／学生視点に配慮しつつも限界

マンパワーの決定的な不足

教職員だけの企画／運営に限界

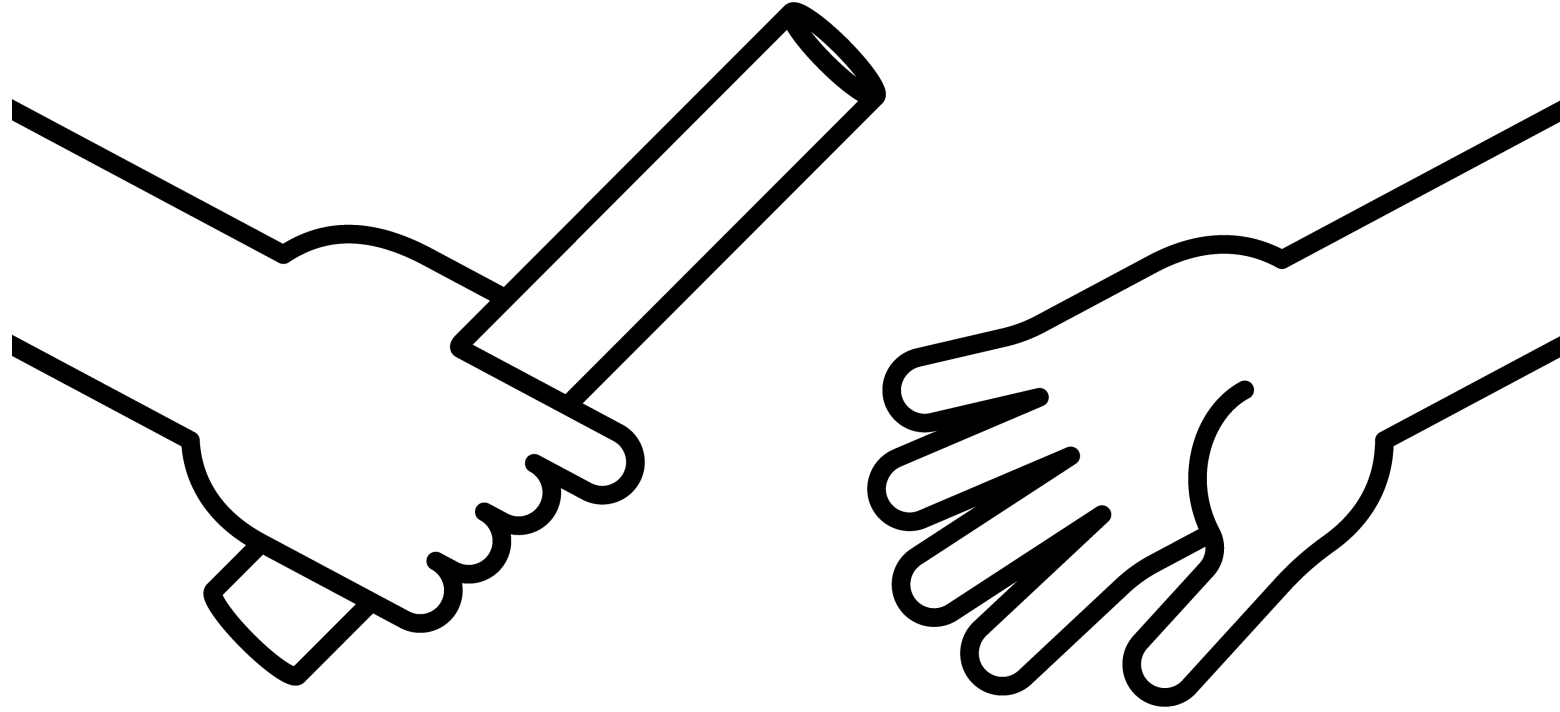
学生との協働に挑戦

学生をピアスタッフとして雇用

学生との協働による効果の一例

- 「大学」からリーチできない層へ
例) クローゼットの学生
- 「大学」とは異なる主体からのメッセージ
「大学」からダメでも「学生」からなら
- 学生スタッフと教職員双方への教育的効果
職員のモチベーション向上／学生の成長

学生との協働に関する課題



バトンを渡せるか？

持続可能性の課題（次を担う学生の発掘／雇用経費の確保等）